

令和 2 年 5 月 20 日
大臣官房技術調査課**品確法の改正を踏まえた公共工事の発注関係事務に関する
「新・全国統一指標」を決定**

～全国の地域ブロック発注者協議会において公共工事の品質確保の取組を推進～

改正品確法の理念を現場で実現するため、「新・全国統一指標」を決定しました。今後、全国の地域ブロック発注者協議会において継続的に審議し、公共発注者が一丸となって公共工事の品質確保に取り組めます。

将来にわたる公共工事の品質確保、その担い手の中長期的な確保・育成を図るため、令和元年 6 月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」が公布・施行されました。また、令和 2 年 1 月に改正品確法を踏まえた「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」の改正を行い、都道府県や市町村を含む全ての公共工事の発注者が適切に発注関係事務を運用し、品確法に定められた発注者としての責務を果たしていくこととしています。

改正品確法の理念を実現するため、下記の通り、新・全国統一指標を決定しましたので、お知らせします。

今後、全国の地域ブロック発注者協議会を书面会議等により開催するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響を見極めつつ、新・全国統一指標等について継続的に審議し、公共発注者が一丸となって公共工事の品質確保に取り組んでまいります。

記

<新・全国統一指標>

◆工事

①地域平準化率（施工時期の平準化）

国等・都道府県・市区町村の発注工事の稼働件数から算出した平準化率

（※）地域平準化率の内訳となる各発注機関別の平準化率（H30 実績、参考値）を併せて公表

②週休 2 日対象工事の実施状況（適正な工期設定）

国等・都道府県・政令市の発注工事に対する週休 2 日対象工事の設定割合

③低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況（ダンピング対策）

都道府県・市区町村の発注工事に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格等の設定割合

◆測量、調査及び設計（業務）

①地域平準化率（履行期限の分散）

国等・都道府県・政令市の発注業務の第 4 四半期履行期限設定割合

②低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況（ダンピング対策）

都道府県・市区町村の発注業務に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合

【お問い合わせ先】

国土交通省大臣官房技術調査課 課長補佐 出口 基準調整係長 中園

TEL : 03-5253-8111 (内線 22334,22337) 直通 : 03-5253-8220 FAX : 03-5253-1536